

因島水軍ふるさと商品券事業 取扱要領

1. 目的

因島地域商業活性化事業として、商工会議所と管内で事業を行う事業者が一体となり地域経済活性化寄与の為発行並びに運用を行う。

2. 発行団体

因島商工会議所

3. 商品券の概要

商品券正式名称：因島水軍ふるさと商品券

初回発行総額：3,000 万円(以降は未使用分が無くなり次第都度増刷)

初回発行日：2013 年 12 月 14 日

使用期限：購入日から 6 か月以内(購入金額上限なし、加盟店での利用枚数制限なし)

4. 利用方法

利用可能店舗は商工会議所ホームページに掲載、又は商品券に同封する一覽に記載。

商品券の券面額以上の買い物をした際に利用可能。

使用上の注意点

1. 券面より少額の取引の場合、釣銭のお渡しは不可。
2. 本商品券と紙幣の交換は不可。
3. 次に該当する物には使用不可：
 - ・換金性の高いもの(ビール券、切手、プリペイドカード等)
 - ・加盟店を介しての通信販売等の支払い
 - ・国、地方公共団体、公共料金への支払
 - ・その他商品券利用が不相当と見受けられるもの※ 上記物品への使用が確認された場合、加盟店登録取消となる。
4. 本券の盗難、紛失又は毀損に対して発行者は一切責任を負わない。
5. 商品またはサービスの取引において返品、瑕疵、その他問題が生じた場合、当事者間で解決すること。
6. 本券の有効期限が過ぎた場合、交換及び再発行は行わない。

5. 加盟店制度

対象事業者：因島商工会議所会員事業所かつ旧因島市内にて一般消費者向けに商品・サービスを提供する事業者

加盟店申込方法：因島商工会議所に書面または専用ページにて加盟店登録申請を行う。登録後、加盟店ステッカーを配布する。

6. 換金手続き

換金先: 因島商工会議所

換金方法: 基本的に随時受付。使用済み商品券を持参頂いた場合、その場で換金。ただし換金額が5万円を超える場合は事前連絡を行うものとする。

必要書類: 店舗で使用された商品券(裏面の利用店舗欄に署名又は押印必須)

7. 換金手数料

旧因島市内に本店登記のある法人又は旧因島市内で事業を行う個人: 1%

旧因島市外資本を含む大型店: 3%

特例適用: 換金手数料取扱要領に定める要件に該当する事業者: 1%

8. 加盟店変更及び廃止

加盟店登録後に生じた情報の変更または加盟店廃止の手続きは、下記のとおりとする。

1. 加盟店は、登録した店舗情報(店舗名、所在地、代表者、連絡先等)に変更が生じた場合は、速やかに所定の方法により因島商工会議所へ届け出なければならない。
2. 加盟店が加盟登録の廃止を希望する場合は、因島商工会議所にその旨を連絡し、承認を受けるものとする。
3. 前項の手続きを経ずに加盟を廃止した場合、商品券の換金手続き等について不利益が生じることがある。

9. 商品券の管理

発行団体である因島商工会議所が責任をもって管理し、適切な帳簿・在庫管理を行う。

不正利用や不適切な運用が認められた場合は、関係機関と連携して対応する。

10. その他規定

本要領に規定されていない事項については、因島商工会議所事務局にて別途定める。

また、必要に応じ要領の改正または補足を行うことができる。

11. 附則

施行日: 2013年12月14日

2024年4月1日 一部改正

経過措置: 本商品券事業開始以前に発行された商品券に関しては、当時の運用ルールに従うものとする。